

小城市家庭用エアコン購入補助金 Q&A集(1次受付用)

【①補助対象のエアコンについて】

令和8年10月6日更新

No.	質問	回答
1	買い替えが対象ですか。	買い替えだけでなく新規購入も対象になります。
2	どのエアコンでも対象になるのですか。	新品の家庭用エアコンで、統一省エネラベル等により2027年度基準達成率が確認でき、市民が居住している市内の居住用住宅に設置するものが対象です。
3	いつ購入すれば対象になりますか。	1次受付では、令和8年10月1日から令和8年11月30日に購入する分が対象です。この期間以外に購入したものは対象外になります。
4	省エネ基準達成率とは何ですか。	エアコンの目標年度を2027年度とする省エネ基準に対する達成率のことです。統一省エネラベル、メーカーのカatalog、その他市長が適当と認める書類で確認します。購入する家電の省エネ基準達成率の情報は、購入する店舗、もしくは「省エネ型製品情報サイト」等でご確認ください。 https://seihinjyoho.go.jp/
5	中古品は対象になりますか。	対象になりません。中古品、リース品、レンタル品は対象外です。
6	展示品やアウトレット品は対象ですか。	未使用の新品であり、保証書等で新品として確認できる場合は対象になります。中古品扱いとなるものは対象外です。
7	エアコンは1台のみが対象ですか。	申請は1世帯1台のみが対象です。
8	エアコンをどこから購入すれば補助対象になりますか。	領収書等で購入した店舗が確認できれば市内・市外に限らず補助対象になります。
9	転売や譲渡を目的に購入したエアコンは対象ですか。	対象になりません。転売、譲渡、貸付け、景品等として使用する目的で購入する場合は対象外です。
10	天井埋込式等は対象ですか。	家庭用として設置される場合は対象となります。また、2027年度基準達成率が確認できるものが対象となります。
11	業務用エアコンを家庭用として設置した場合は対象ですか。	業務用エアコンは対象外です。家庭用エアコンで、統一省エネラベル等により2027年度以降基準達成率が確認できるものに限りです。
12	インターネットで購入したエアコンも対象になりますか。	対象になります。インターネット販売で購入した場合でも、購入者名、購入日、購入店舗名、購入金額、製品名、機種名、型番、支出の内訳などが確認できる書類がそろっていれば申請できます。

【②申請について】

No.	質問	回答
13	申請期間はいつからいつまでですか。	1次の申請受付は、令和8年10月13日から令和8年11月30日までが申請期間となります。しかし、申請額が予算額の7割程度に達する見込みとなった場合は、受付を終了します。
14	申請すれば必ず補助金をもらえますか。	必ず交付されるものではありません。申請内容を審査し、要件を満たす場合に交付します。また、申請額が予算額の7割程度に達する見込みとなった場合は、申請期間中であっても受付を終了することがあります。
14-1	窓口の申請時間は。	8時30分から17時15分になります。
14-2	LINE申請は何時からになりますか。	8時30分から開始になります。

15	早く申請をした方がいいのですか。	1次受付では、先着順で受け付けていますので、早めの申請をお勧めします。
15-1	窓口申請と電子申請ではどちらが受付が早いですか。	どちらも並行して作業を行い、受付のタイミングが変わらないように対応したいと考えていますが、作業の進行具合によっては、受付順が前後することもありますのでご了承ください。しかし、電子申請の方が、持参に比べて来庁する手間と場合よっての待ち時間分が解消されます。
16	必ず購入してから申請する必要があるのですか。	購入してからでも交付決定後に購入しても大丈夫です。交付決定後に購入される場合は、購入予定の店舗から購入される内容が分かる見積書等を発行してもらい申請をしてください。
17	申請は何回できますか。	同一世帯につき1回1台限りです。
17-1	市外から転入しようと思いますが、申請できますか。	申請時点で小城市に住民登録があれば申請できます。
17-2	申請者は世帯主以外でも可能ですか？	申請者は、世帯主以外の同居されている方であれば可能です。
17-3	親と別世帯で親が高齢のため申請できなときは代理申請でも可能ですか。	申請者名を親でしてもらい振込口座などを精査したうえで代理申請でも可能です。ただし、振込口座が申請者が原則です。
18	購入した場合は必ず領収書がないと申請できないのですか。	購入された内容が分かる領収明細書、レシート、請求明細書など、支払と内訳が確認できる書類が必要です。確認できる書類がない場合は、対象外となります。
19	申請にはどの書類が必要ですか。	・申請書、実績報告書、請求書 ・事業計画書 ・領収明細書等の写し ・保証書の写し ・省エネ基準達成率が確認できる書類の写し ・振込先口座が確認できる書類の写し ・本人確認書類（支払先情報を確認するため） ・家電リサイクル券の写し（買替の場合） ・設置後の写真（メーカーや型番が映っているもの）
20	見積書や領収書には何が記載されている必要がありますか。	購入者名、購入日、購入店舗名、購入金額（設置工事費、配送料、処分料を含む）、製品名、機種名、型番、支出の内訳（製品代、設置工事費、買替の場合は撤去費、運搬費、処分費、家電リサイクル料など）が確認できる必要があります。領収書だけでは記載できない場合は、別途内訳が分かる書類を提出してください。
21	いつのタイミングで申請すればいいのですか。	エアコンを設置してからでもこれから設置しようとする方も申請できます。これから設置の方は、見積書や契約書などの書類があれば申請できます。
22	領収書や口座名義が同一世帯員のものでもよいのですか。	同一世帯員のものであれば差し支えありません。ただし、申請内容と世帯関係を確認する場合があります。
23	省エネ性能は何で確認しますか。	メーカーのカatalogの写し等で確認します。
24	買替の場合に必要な書類はありますか。	「家電リサイクル券排出者控えの写し」、または既存エアコンの下取りや処分をしたことが確認できる書類の写しが必要です。

25	どのような写真が必要なのですか。	補助対象エアコンを設置したことが確認できる「写真」が必要です。住宅内に設置している状況が分かるものとエアコンのメーカーや型番が表示されているところの写真を提出してください。
26	郵送でも申請できますか。	郵送でも申請できます。ただし、申請期間内に市へ到達したものに限り受け付けます。消印有効ではありません。
27	オンラインでも申請できますか。	オンラインでも申請できます。必要書類をご準備いただきホームページのURLや二次元コードから申請をしてください。
28	虚偽の申請をした場合はどうなりますか。	交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。すでに補助金を受け取っている場合は、返還を命じることがあります。
29	住民税が非課税の場合に提出する書類がありますか。	単身世帯の場合は非課税証明書(300円)、2人以上の世帯は所得課税証明書の世帯分(300円)を提出していただく必要があります。市の税務課もしくは各出張所で証明書の発行手続きを行ってください。
29-1	非課税証明書の発行日はいつのものが必要ですか。	非課税証明書の発行日は申請日から3か月以内のものが有効です。
29-2	未納がない確認は世帯全員分ですか。	申請者のみ税務課への照会を行い確認を行います。
30	書類に不備があった場合はどうなりますか。	内容確認や追加書類の提出をお願いする場合があります。要件を満たさない場合は、交付できません。

【③補助対象について】

No.	質問	回答
31	誰が対象になりますか。	小城市の住民基本台帳に記録され、現に小城市に居住し、補助対象エアコンを設置する住宅に居住している世帯が対象です。
32	世帯主以外の家族が購入した場合も対象になりますか。	対象になります。同一世帯員が購入したもので、補助対象エアコンを同一世帯の居住用住宅に設置する場合は申請できます。
33	補助対象経費には何が含まれますか。	エアコン本体購入費、設置工事費、取り外し費用、配送費、買替えの場合の家電リサイクル料金が対象です。
34	消費税は補助対象経費に含まれますか。	含まれません。補助対象経費は、消費税および地方消費税相当額を除いた額です。
35	補助金額はどのように計算しますか。	補助対象経費の合計額の2分の1と、補助上限額を比較して、いずれか少ない額を交付します。1,000円未満の端数は切り捨てます。
36	保証料や延長保証料は対象ですか。	対象となりません。
37	クーポンやポイントを使った場合はどうなりますか。	クーポンやポイントで値引きされた額、または支払いに充当された額は、補助対象経費から控除します。
38	購入時にもらったポイントは控除されますか。	付与されただけのポイントは控除しません。ただし、そのポイントを購入費に使用した場合は、使用分を控除した後の金額が補助対象経費となります。
39	補助金はどのように支払われますか。	交付額が確定した後、申請書に記載された金融機関の口座へ振り込みます。
40	市の補助金と国または県の補助金は併用できますか。	併用できません。

41	販売店のクーポンやポイントと併用できますか。	使用できます。ただし、クーポンやポイントで値引きまたは支払いに充当された額は、補助対象経費から控除します。
----	------------------------	---

【④補助金上限額加算ついて】

No.	質問	回答
42	省エネ加算とは何ですか。	購入するエアコンが2027年度基準達成率100%以上（緑マーク）であれば3万円を加算します。
43	市内購入店舗加算とは何ですか。	店舗の所在地が市内にあるからエアコンを購入された場合に補助金の上限額を加算します。本店であれば3万円加算し、本店以外であれば1万円加算となります。
44	購入と設置工事する店舗が違う場合は対象になりますか。	補助対象になりますので、それぞれの店舗の領収書等を提出してください。しかし、購入店舗加算は、購入した店舗が対象になるかどうかの判断になります。
45	個人で営業している店舗も対象になりますか。	事業を営んでいる個人または法人の店舗であれば対象となります。（団体等は対象外となります。）また、必要に応じて開業届の写しなどの提出を求める場合があります。
46	子育て世帯とはどういう世帯ですか。	令和8年度末の年齢で15歳以下である人が1人以上いる世帯になります。
47	高齢者世帯とはどういう世帯ですか。	令和8年度末の年齢で75歳以上である人のみの世帯となります。同一世帯に75歳以上がいても、他に75歳未満がいれば高齢者世帯の加算対象となりません。
48	世帯とは、同居している人と違いますか。	住民基本台帳における同一世帯での判断となります。同居しても世帯が異なる場合は別世帯となります。
49	同じ家に2つの世帯がありますが、それぞれの世帯が交付対象になりますか。	1世帯1回となっていますので、同じ家であっても別世帯であれば対象となりますが、それぞれで対象となるエアコンを購入して設置する必要があります。
50	これから世帯分離（または住民異動）をしようと思いますが、補助金上限の加算対象となりますか。	申請日での世帯状況の判断となるため、それ以前に世帯分離がされていれば加算対象や別世帯での申請が可能となります。

【⑤その他】

No.	質問	回答
51	補助金を受けたエアコンをすぐに処分できますか。	原則としてできません。交付決定の日から6年を経過するまで、市長の承認を受けずに、目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、売却、転売、廃棄、担保提供することはできません。
52	設置工事がいつまでに完了する必要がありますか？	1次受付では早期に購入し、設置していただくことを考えているため、令和8年12月31日までに設置工事していただく必要があります。期日にまで間に合わない場合は、交付決定を取り消すこととなります。